

大北勤労者互助会共済 給付内容

2023年10月現在

給付事由		全労済協会給付金	
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合 20,000円	
	出生祝金	会員に子が出生した場合 10,000円	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合 8,000円	
		会員の子が中学校に入学した場合 6,000円	
	成人祝金	会員が満20歳に達した場合 5,000円	
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合 5,000円	
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合 850,000円	
		不慮の事故により死亡した場合 550,000円	
		疫病により死亡した場合	71歳未満 400,000円
			71歳以上 200,000円
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合 55,000円		
	会員の子が死亡した場合 15,000円		
	会員の親および配偶者の親が死亡した場合 10,000円		
	会員の同居家族が住宅災害により死亡した場合 10,000円		
後遺障害・ 重度傷害 保険金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合 850,000円～34,000円	
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合 550,000円～22,000円	
		疫病により重度障害の 状態となった場合	71歳未満 400,000円
			71歳以上 200,000円
傷病休業 保険金	会員本人	傷病により右の期間を 休業した場合	休業14日以上 10,000円
			休業30日以上 15,000円
			休業60日以上 20,000円
			休業90日以上 28,000円
			休業120日以上 33,000円
住宅災害 保険金	火災等	会員の居住する建物・ 家財の損害の程度が 右の割合となった場合	50%以上 200,000円
			30%以上 50%未満 140,000円
			20%以上 30%未満 100,000円
			20%未満 40,000円
	自然災害	会員の居住する建物の 損害の程度が右の割合 となった場合 (床上浸水以外)	70%以上 60,000円
			20%以上 70%未満 30,000円
			20%未満 6,000円
床上浸水(損害程度に関わらず)		12,000円	

大北勤労者互助会

入会のご案内



お祝い

結婚や出産、お子様の小学校・中学校入学等にお祝い金が支給されます。

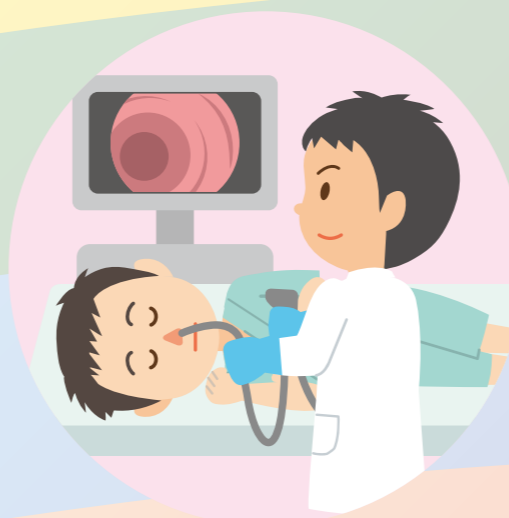
お見舞い給付

ケガや健康を損ねてお休みしたときに給付金が支給されます。



検診補助

人間ドック検診料補助します。



会費 月350円 (年間4,200円)

大北勤労者互助会事務局

長野県大町市大町3887番地 大町市役所内

TEL : 0261-22-0420 内線542

FAX : 0261-23-4660

窓口・大北地域全市町村

大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村

勤労者互助会の 主な事業と活動

大北勤労者互助会は次の事業を中心に活動します

共済給付事業

全労済協会との共済保険契約に基づき、会員の結婚・子の出産、就学などに祝い金を、疾病、災害等に見舞金を、死亡の場合には弔慰金を給付します。

契約発効日

入会した翌月の1日午前0時から発効します。

共済の種類

- ①死亡弔慰金
 - ②重度障害・障害保険金
 - ③傷病休業保険金
 - ④住宅災害保険金
 - ⑤会員の結婚祝金
 - ⑥出産祝金
 - ⑦子の就学祝金（小・中学校入学）
 - ⑧成人祝（満20歳）
 - ⑨還暦祝（満60歳）
- ※詳しくは裏表紙の共済内容をご覧ください。

厚生事業

会員の皆様の親睦をはかり、リラクゼーションの機会として、みんなが楽しめる事業を定期的に趣向を凝らして実施いたします。

労働金庫の利用

互助会に加入されますと、労働金庫の各種制度をご利用できます。

その他の事業

- ・人間ドックの利用補助
- ・演劇等文化鑑賞補助事業
- ・県内及び国内の割引提携施設の利用
- ・会報の発行

具 体 例

お祝い

- お子様の小学校ご入学には8,000円、中学校ご入学には6,000円が給付されます。
- ご結婚には、20,000円が給付されます。

お見舞い

- 15日間休業した場合、10,000円の給付があります。
- 他にも、住宅災害保険金など

勤労者互助会とは…？

勤労者互助会は、中小企業で働く従業員や事業主、専業農林水産業経営者などの福利厚生増進と生活の安定に寄与することを目的として、共済や各種福利厚生などの事業を運営しています。

入会できる方は

大北地域にある中小企業で働く従業員や事業主及び専業農林水産業経営者の方が入会できます。ただし、短期労働者の方は入会できません。

入会金・会費（共済掛金）

入会金：1人→100円 会費：1人→月350円
(全労済協会の共済掛け金を含みます)

会費は原則として3ヶ月に1度の口座振替とします。入会金は互助会の事務費、会費は共済給付の掛け金や各種事業の運営に充当されます。

入会の方法

事業所ごとに一括で入金していただくことが原則となります。入会申込書に入会金（100円）と口座振替申請書など必要書類を添えて各市町村窓口又は事務局へお申し込みください。

耳よりな話

会費を事業主の方に負担していただきますと、従業員の福利厚生費として所得控除され、掛金が非課税になります。

